

第2回 介護保険運営協議会 資料

目次

- 1 介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 令和7年度介護給付費等の実績見込・・・・・・・・・・ 3 頁
- 3 令和8年度介護保険特別会計歳入歳出予算・・・・ 5 頁
- 4 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者
努力支援交付金について・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

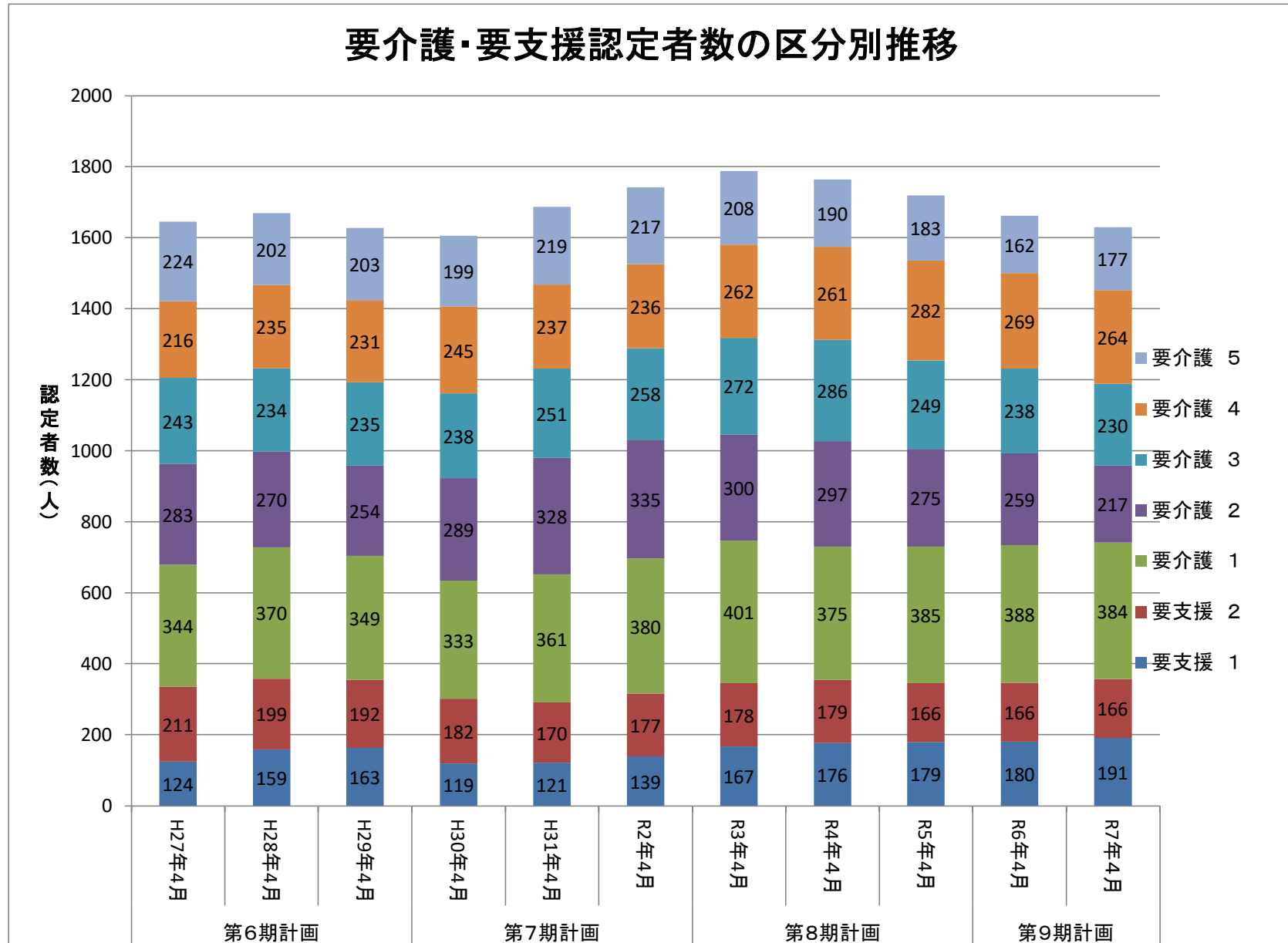
1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位:人)

区 分		第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		
		H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
認定	住民登録者数	22,093	21,720	21,243	20,804	20,370	20,005	19,575	19,116	18,685	18,335	17,970	
	内65歳以上者	8,244	8,280	8,254	8,189	8,162	8,169	8,157	8,162	8,037	7,948	7,838	
	第1号被保険者数	8,190	8,208	8,185	8,125	8,106	8,115	8,098	8,105	7,976	7,894	7,786	
	内認定者数	1,621	1,643	1,598	1,578	1,660	1,717	1,766	1,746	1,704	1,653	1,617	
	認定率(%)	19.79	20.02	19.52	19.42	20.48	21.16	21.81	21.54	21.36	20.94	20.77	
	第2号被保険者中被認定者数	24	26	29	27	27	25	22	18	15	9	12	
	認定者総数 A	1,645	1,669	1,627	1,605	1,687	1,742	1,788	1,764	1,719	1,662	1,629	0
認定者区分	要支援 1	124	159	163	119	121	139	167	176	179	180	191	
	要支援 2	211	199	192	182	170	177	178	179	166	166	166	
	要支援合計	335	358	355	301	291	316	345	355	345	346	357	0
	要介護 1	344	370	349	333	361	380	401	375	385	388	384	
	要介護 2	283	270	254	289	328	335	300	297	275	259	217	
	要介護 3	243	234	235	238	251	258	272	286	249	238	230	
	要介護 4	216	235	231	245	237	236	262	261	282	269	264	
	要介護 5	224	202	203	199	219	217	208	190	183	162	177	
	要介護合計	1,310	1,311	1,272	1,304	1,396	1,426	1,443	1,409	1,374	1,316	1,272	0
(2カ月遅れ) 受給	在宅介護(介護予防)サービス	940	949	912	778	822	893	969	928	923	914	892	
	地域密着型(介護予防)サービス	216	241	280	268	267	269	263	259	244	240	215	
	施設介護サービス	297	288	303	302	322	318	328	335	319	319	311	
	受給者総数 B	1,453	1,478	1,495	1,348	1,411	1,480	1,560	1,522	1,486	1,473	1,418	0
	受給率 (B/A)	88.33	88.56	91.89	83.99	83.64	84.96	87.25	86.28	86.45	88.63	87.05	

資料：出水地区要介護審査判定・認定状況（北薩広域行政事務組合） 数値は各月末現在

要介護・要支援認定者数の区分別推移



2 令和7年度介護保険給付費の実績見込(千円未満四捨五入)

単位:千円

介護給付費	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
居宅介護サービス給付費	839,966	23,549	824,069	46,854	850,934	▲ 15,897	826,702	▲ 24,232	851,945	25,243
地域密着型介護サービス給付費	636,052	5,466	604,186	541	602,950	▲ 31,866	588,326	▲ 14,624	610,134	21,808
施設介護サービス給付費	1,126,637	29,599	1,097,426	82,799	1,072,320	▲ 29,211	1,125,839	53,519	1,122,835	▲ 3,004
居宅介護福祉用具購入費	2,401	▲ 334	2,104	40	2,911	▲ 297	2,469	▲ 442	3,130	661
居宅介護住宅改修費	4,354	▲ 1,414	5,069	▲ 301	5,807	715	3,254	▲ 2,553	6,136	2,882
居宅介護サービス計画給付費	112,561	2,778	110,925	5,367	109,430	▲ 1,636	103,810	▲ 5,620	105,831	2,021
介護予防サービス給付費	41,227	1,975	45,768	3,959	43,905	4,541	54,936	11,031	61,107	6,171
地域密着型介護予防サービス給付費	4,782	▲ 1,260	5,290	▲ 2,121	6,654	508	7,306	652	5,480	▲ 1,826
介護予防福祉用具購入費	666	▲ 122	998	▲ 148	2,271	332	1,381	▲ 890	1,676	295
介護予防住宅改修費	3,874	946	3,082	59	716	▲ 792	3,958	3,242	4,656	698
介護予防サービス計画給付費	8,378	632	9,529	1,020	4,393	1,151	10,736	6,343	11,608	872
審査支払手数料	2,696	92	2,661	327	9,346	▲ 35	2,534	▲ 6,812	2,681	147
高額介護サービス費	77,623	665	76,934	10,573	73,836	▲ 689	75,399	1,563	74,841	▲ 558
高額介護予防サービス費	54	▲ 5	25	▲ 31	107	▲ 29	55	▲ 52	100	45
高額医療合算介護サービス費	7,100	971	5,852	▲ 691	5,669	▲ 1,248	7,112	1,443	7,000	▲ 112
高額医療合算介護予防サービス費	6	5	37	▲ 24	6	31	38	32	40	2
特定入所者介護サービス費	126,345	▲ 19,006	109,871	4,002	104,754	▲ 16,474	105,154	400	107,628	2,474
特定入所者介護予防サービス費	11	▲ 57	31	21	13	20	17	4	100	83
合 計	2,994,733	44,480	2,903,857	152,246	2,896,022	▲ 90,876	2,919,026	23,004	2,976,928	57,902

※令和7年度は最終補正額

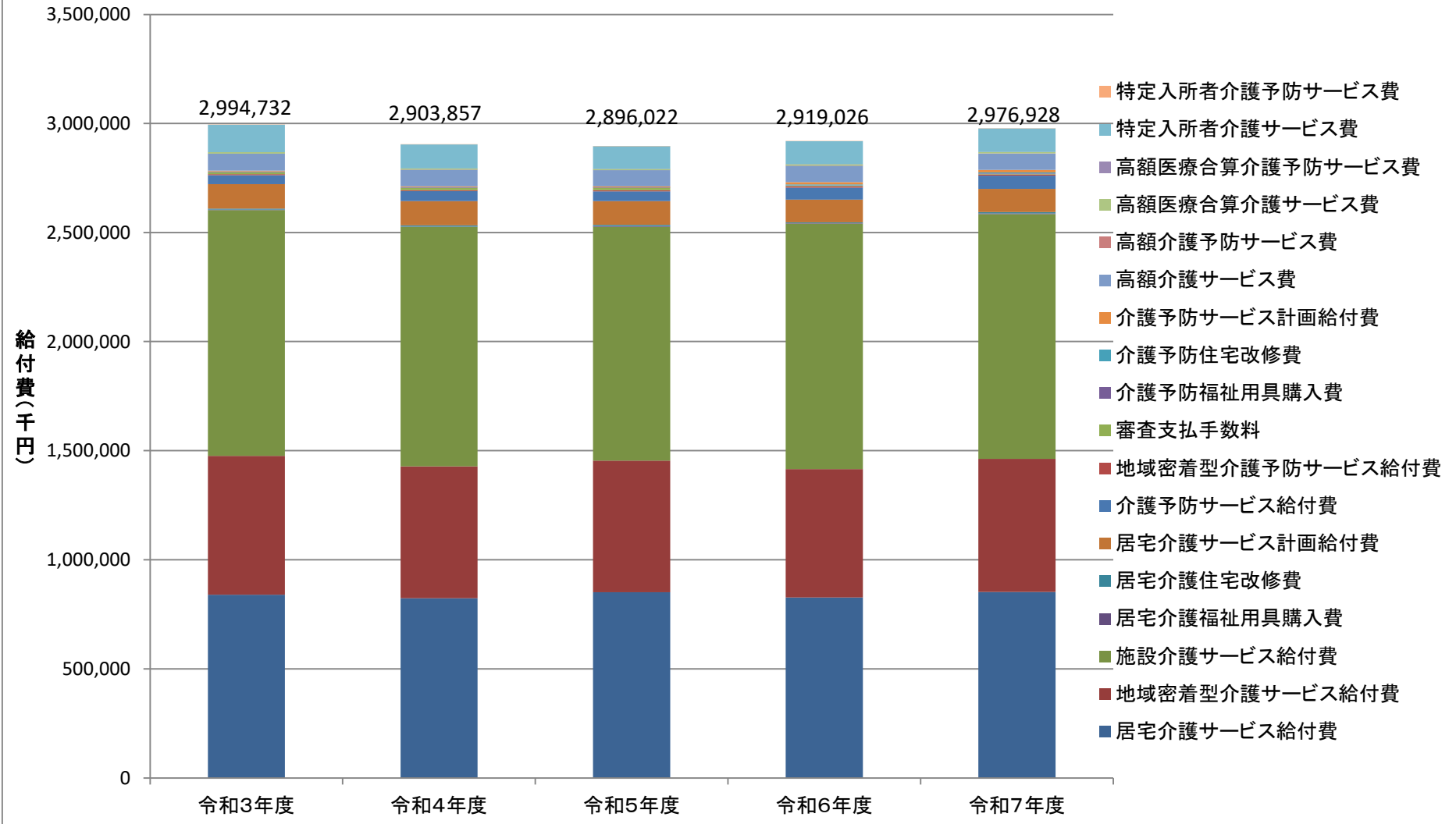
令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業費実績見込(千円未満四捨五入)

単位:千円

地域支援事業費	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
みなし型訪問介護	18,079	887	17,052	▲ 1,027	14,571	▲ 2,481	14,284	▲ 287	15,600	1,316
緩和型訪問介護	197	69	134	▲ 63	88	▲ 46	0	▲ 88	200	200
みなし型通所介護	26,760	▲ 2,544	31,490	4,730	28,901	▲ 2,589	22,069	▲ 6,832	24,000	1,931
緩和型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	120	120
ケアマネジメント事業	4,413	174	4,249	▲ 164	3,704	▲ 545	2,858	▲ 846	2,955	97
高額介護予防サービス費	101	▲ 74	97	▲ 4	131	34	149	18	240	91
高額医療合算介護予防サービス費	4	▲ 57	96	92	12	▲ 84	0	▲ 12	120	120
審査支払手数料	216	3	221	5	168	▲ 53	160	▲ 8	230	70
合 計	49,770	▲ 1,542	53,339	3,569	47,575	▲ 5,764	39,520	▲ 8,055	43,465	3,945

※令和7年度は最終補正額

阿久根市の介護給付費推移



3 令和8年度介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増 減
保険料	介護保険料	485,123	481,363	3,760
使用料及び手数料	使用料	1	1	0
	手数料	11	11	0
	小 計	12	12	0
国庫支出金	国庫負担金	521,977	522,454	▲ 477
	国庫補助金	343,767	339,500	4,267
	小 計	865,744	861,954	3,790
支払基金交付金	支払基金交付金	818,735	819,735	▲ 1,000
県支出金	県負担金	440,992	441,265	▲ 273
	県補助金	20,844	19,198	1,646
	小 計	461,836	460,463	1,373
財産収入	財産運用収入	1,358	74	1,284
繰入金	一般会計繰入金	516,847	514,896	1,951
	基金繰入金	40,000	40,000	0
	小 計	556,847	554,896	1,951
繰越金	繰越金	1	1	0
諸収入	延滞金加算金及び過料	30	30	0
	市預金利子	1	1	0
	雑入	229	234	▲ 5
	小 計	260	265	▲ 5
歳 入 合 計		3,189,916	3,178,763	11,153

歳出

(単位:千円)

款	項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増 減
総務費	総務管理費	61,260	54,874	6,386
	徴收費	1,672	1,731	▲ 59
	介護認定審査会費	24,204	26,571	▲ 2,367
	趣旨普及費	0	0	0
	小 計	87,136	83,176	3,960
保険給付費	介護サービス等諸費	2,691,840	2,695,930	▲ 4,090
	介護予防サービス等諸費	86,253	78,773	7,480
	その他諸費	2,800	2,681	119
	高額介護サービス等費	72,120	73,141	▲ 1,021
	高額医療合算介護サービス等費	7,040	7,040	0
	特定入所者介護サービス等費	102,936	107,730	▲ 4,794
小 計	2,962,989	2,965,295	▲ 2,306	
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	56,730	57,699	▲ 969
	一般介護予防事業費	12,487	12,837	▲ 350
	包括的支援事業・任意事業費	55,369	47,792	7,577
	その他諸費	230	230	0
小 計	124,816	118,558	6,258	
基金積立金	介護保険基金積立金	1,358	74	1,284
公債費	公債費	77	66	11
諸支出金	償還金及び還付加算金	601	601	0
	操出金	7,939	5,993	1,946
	小 計	8,540	6,594	1,946
予備費	予備費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		3,189,916	3,178,763	11,153

令和8年度介護保険特別会計歳入歳出予算内訳

(1) 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
訪問介護	83,639	88,108	▲ 4,469
訪問入浴介護	11,976	15,172	▲ 3,196
訪問看護	69,747	65,129	4,618
訪問リハビリテーション	9,128	8,570	558
通所介護	145,837	154,818	▲ 8,981
通所リハビリテーション	164,435	167,863	▲ 3,428
福祉用具貸与	84,793	83,080	1,713
短期入所生活介護	36,512	45,708	▲ 9,196
短期入所療養介護(老健)	12,383	13,877	▲ 1,494
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0
居宅療養管理指導	7,541	7,433	108
特定施設入居者生活介護	217,573	202,187	15,386
合 計	843,564	851,945	▲ 8,381

(2) 地域密着型介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	144,644	159,411	▲ 14,767
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	200	549	▲ 349
看護小規模多機能型居宅介護	5,000	0	5,000
看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)	1,000	0	1,000
認知症対応型共同生活介護	263,124	242,811	20,313
地域密着型通所介護	12,952	13,368	▲ 416
地域密着型老人福祉施設	202,696	192,831	9,865
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,602	1,164	438
合 計	631,218	610,134	21,084

(3) 施設介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護老人福祉施設サービス	380,978	381,077	▲ 99
介護老人保健施設サービス	635,534	633,924	1,610
介護療養型医療施設サービス・介護医療院	82,250	95,048	▲ 12,798
特定診療費・特別診療費	10,497	12,786	▲ 2,289
合 計	1,109,259	1,122,835	▲ 13,576

(4) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護福祉用具購入費	3,009	1,889	1,120
予防福祉用具購入費	1,800	1,676	124
合 計	4,809	3,565	1,244

(5) 居宅介護(予防)住宅改修費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護住宅改修費	5,019	3,292	1,727
予防住宅改修費	4,359	4,656	▲ 297
合 計	9,378	7,948	1,430

(6) 居宅介護(予防)サービス計画給付費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
居宅介護サービス計画給付費	99,767	105,831	▲ 6,064
介護予防サービス計画給付費	11,215	10,565	650
合 計	110,982	116,396	▲ 5,414

(7) 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護予防訪問看護	13,540	9,689	3,851
介護予防訪問リハビリテーション	4,244	3,600	644
介護予防通所リハビリテーション	17,722	18,734	▲ 1,012
介護予防福祉用具貸与	18,248	17,138	1,110
介護予防短期入所生活介護	598	260	338
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	50	50	0
介護予防居宅療養管理指導	267	221	46
介護予防特定施設入居者生活介護	8,087	4,901	3,186
合 計	62,756	54,593	8,163

(8) 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,020	7,058	▲ 1,038
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	222	▲ 122
合 計	6,120	7,280	▲ 1,160

(9) 審査支払手数料

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
審査支払手数料	2,800	2,681	119

(10) 高額介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
高額介護サービス費	72,000	73,041	▲ 1,041
現物給付分	1,322	2,123	▲ 801
償還払分	70,678	70,918	▲ 240
高額介護予防サービス費	120	100	20
現物給付分	0	0	0
償還払分	120	100	20
合 計	72,120	73,141	▲ 1,021

(11) 高額医療合算介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
高額医療合算介護サービス費	7,000	7,000	0
高額医療合算介護予防サービス費	40	40	0
合 計	7,040	7,040	0

(12) 特定入所者介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
特定入所者介護サービス費	102,834	107,628	▲ 4,794
特定入所者介護予防サービス費	100	100	0
合 計	102,934	107,728	▲ 4,794

(13) 介護給付費総計

(単位:千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護給付費総計	2,962,980	2,965,286	▲ 2,306

※特例分(9,000円)を除く

4 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

1 制度の概要

平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化しています。

この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しています。

令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化しています。

2 集計結果

令和7年度集計結果

項目	推進交付金	支援交付金	合計
満点	400	400	800
全国平均	219	216	435
鹿児島県平均	226	226	452
阿久根市	204	211	415

令和6年度集計結果

項目	推進交付金	支援交付金	合計
満点	400	400	800
全国平均	206	217	423
鹿児島県平均	201	222	423
阿久根市	188	210	398

保険者機能強化推進交付金等の取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、令和6年度より市町村の指標ごとの得点獲得状況が厚生労働省ホームページに掲載されています。

3 活用状況

(1) 保険者機能強化推進交付金

平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する保険者の取組に対し、指標に基づいて国が評価し、予算の範囲内で交付金が交付される制度です。

交付金は、活用できる事業が定められており、本市では、地域支援事業に充当しています。交付金額は令和6年度が1,745,000円、令和7年度は1,571,000円となっています。

(2) 介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度から、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した制度です。

交付金は、地域支援事業の総合事業や包括的支援事業に活用することとされています。交付金額は、令和6年度は3,763,000円、令和7年度は3,977,000円となっています。

第3回

地域密着型サービス運営委員会

資料

目次

- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 市指定施設について | 1 頁 |
| 2 | 運営指導について | 3 頁 |
| 3 | 事故報告について | 4 頁 |
| 4 | 地域密着型サービス利用・待機者数について | 5 頁 |
| 5 | 施設整備について | 6 頁 |

1 市指定施設について

市内

令和8年3月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和6年3月21日	令和12年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和2年6月12日	令和8年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和2年6月13日	令和8年6月12日
ふれあいホーム 花	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和4年3月3日	令和10年3月2日
グループホーム ポインタ	認知症対応型 共同生活介護	9名	令和4年5月24日	令和10年5月23日
小規模多機能ホーム 昂和苑	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型 居宅介護	25名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の杜 脇本	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和7年9月1日	令和13年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	介護老人福祉施設	29名	令和7年10月1日	令和13年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設	29名	令和2年11月1日	令和8年10月31日
デイサービス 桃の家	地域密着型通所介護	18名	令和8年2月1日	令和14年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	地域密着型通所介護	18名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
K I Cプラン	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
グリーンフォレスト みかさ	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日

市外

令和7年3月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
地域密着型 介護老人福祉施設 はまかぜ園	小規模介護老人福祉 施設	29名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
レストケア出水 デ イ・ホスピスセンター 蘭	地域密着型通所介護	9名	令和7年6月1日	令和13年5月31日
レストケア出水 デ イ・ホスピスセンター 凧	地域密着型通所介護	9名	令和3年2月1日	令和9年1月31日
地域密着型通所介護 美里園	地域密着型通所介護	18名	令和3年7月31日	令和9年7月31日

※ 市外の施設については、施設所在市町村長と協議し、承諾の上で指定・利用ができます。

2 運営指導について

(1) 令和7年度実績

事業所名	サービスの種類	実施日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同生活介護	令和8年2月17日
北国医院	居宅介護支援	令和8年2月17日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同生活介護	令和8年2月19日

【主な指摘事項】

運営規定について

- 記載している介護従事者の員数について、変更があった際は都度運営規定の変更を行う必要があることから、「〇名以上」とするなどの記載の検討を行うこと。

重要事項説明書について

- 利用者の要件に要支援2の認定者も含めること。
- サービス利用料金における加算について、加算名称を正確に記載すること。
(記載例：医療連携体制加算（I）イ）
- サービス利用料金における処遇改善加算について、最新の内容へ修正すること。
- サービス利用料金における各種加算の説明について、どの加算に関する説明なのか分かりやすく記載すること。

その他

- ホームページに掲載している利用料金とパンフレットの金額が異なっていることから、定期的な更新を行うこと。

(2) 令和7年度県市合同指導

事業所名	サービスの種類	実施日
なし		

3 事故報告について

※ 令和7年度は2月末日現在

(1) 地域密着型

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	主な原因（令和7年度）
骨折	5	19	12	9	転倒、転落
打撲・捻挫・ 脱臼	0	1	1	2	転倒
切傷・ 擦過傷	4	9	2	1	転倒
発赤					
嘔吐					
誤薬					
窒息					
死亡					
その他	15	5	7	2	表皮剥離
合計	24	34	22	14	

(2) 県指定

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	主な原因（令和7年度）
骨折	9	14	17	8	転倒
打撲・捻挫・ 脱臼	0	0	0	0	
切傷・ 擦過傷	2	1	2	0	
発赤					
その他	15	1	2	2	感染症、骨折
合計	26	16	21	10	

(3) 市外施設（対象が阿久根市の被保険者）

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	主な原因（令和7年度）
骨折	4	2	3	10	転倒
打撲・捻挫・ 脱臼	2	5	2	1	転落
切傷・ 擦過傷	0	0	0	0	
発赤					
窒息					
その他	9	6	2	1	不明
合計	15	13	7	12	

(4) 全体

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	主な原因（令和7年度）
骨折	18	35	32	27	転倒、転落
打撲・捻挫・ 脱臼	2	6	3	3	転倒、転落
切傷・ 擦過傷	6	10	4	1	転倒
発赤					
嘔吐					
誤薬					
窒息					
死亡					
その他	39	12	11	5	表皮剥離、感染症、不明
合計	65	63	50	36	

4 地域密着型介護サービス事業利用・待機者数について

サービスの種類	事業者名		入所者の状況							待機者 小計	
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		合計
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	桃の家	北館	0	0	4	3	2	0	0	9	0
		南館	0	0	1	1	5	0	0	7	
	ポンタ		0	0	0	1	5	2	1	9	0
	はまなす	1号棟	0	0	4	1	0	4	0	9	3
		2号棟	0	0	2	2	2	2	0	8	
	はまゆう	A棟	0	0	2	0	3	2	2	9	1
		B棟	0	0	0	3	4	0	2	9	
	花	1号棟	0	0	2	4	3	0	0	9	6
		2号棟	0	0	6	2	1	0	0	9	
	小計			0	0	21	17	25	10	5	78
サービスの種類	事業者名		入所者の状況							待機者 小計	
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		合計
介護老人福祉施設	満青	一丁目	0	0	0	0	4	3	2	9	13
		二丁目	0	0	0	0	5	4	1	10	
		三丁目	0	0	0	0	1	7	2	10	
	あかり	Aユニット	0	0	0	0	2	6	1	9	14
		Bユニット	0	0	0	0	5	3	2	10	
		Cユニット	0	0	0	0	0	6	4	10	
	小計			0	0	0	0	17	29	12	58
サービスの種類	事業者名		利用者の状況							待機者 小計	
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		合計
小規模多機能型 居宅介護	昂和苑		1	0	10	4	6	3	3	27	1
	通所(10月)		延べ421人、1日平均13.6人								
	泊まり(10月)		延べ104人、1日平均3.4人								
	訪問(10月)		延べ576回、1日平均18.6人								
	コミュニティの杜		0	1	5	3	3	4	0	16	0
	通所(10月)		延べ272人、1日平均8.8人								
	泊まり(10月)		延べ136人、1日平均4.4人								
	訪問(10月)		延べ188回、1日平均6.1回								
	希望の杜脇本		2	1	6	4	6	2	0	21	0
	通所(10月)		延べ331人、1日平均10.7人								
	泊まり(10月)		延べ77人、1日平均2.5人								
	訪問(10月)		延べ425回、1日平均13.7回								
	小計			3	2	21	11	15	9	3	64
合計			3	2	42	28	57	48	20	200	38

5 施設整備について

(1) 第9期高齢者保健福祉計画期間中の施設整備

今年度、事業所選定を行った看護小規模多機能型居宅介護の整備については、令和8年度において、事業開始予定となっています。

(2) 今後のスケジュール

期 間	内 容
令和8年3月～4月	建設工事業者選定
令和8年5月～11月	建設工事
令和8年11月～12月	完成検査
令和8年12月～ 令和9年1月	事業所指定手続き 補助金申請
令和9年2月	事業開始

令和7年度 第2回

地域包括支援センター運営協議会資料

[目 次]

1	令和7年度	地域包括支援センターの事業実績と評価	1
2	令和7年度	地域包括支援センターの歳入歳出決算状況	12
3	令和8年度	阿久根市地域包括支援センター運営方針	13
4	令和8年度	地域包括支援センター当初予算	21

1 令和7年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

(1) 総合相談支援業務

高齢者や関係機関からの多種多様な相談に対し、関係機関と連携し、速やかに適切な機関・制度・サービスへとつなぐとともに、継続的なフォローを行っている。また、地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行っている。

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じている。

なお、次の表1～4の令和7年度の値は、令和8年2月末現在である。

【総合相談件数】（表1）

年 度	相 談 実 人 員	相 談 延 人 員	延 べ 件 数
R 6	94 人 (うち訪問：56 人)	277 人 (うち訪問：112 人)	315 件 (うち訪問：114 件)
R 7	64 人 (うち訪問：37 人)	176 人 (うち訪問：72 人)	197 件 (うち訪問：74 件)

【相談の形態】（表2）

[単位：件]

年 度	電 話	来 所	訪 問	そ の 他	合 計
R 6	132	52	114	17	315
R 7	66	44	74	13	197

【相談者内訳】（表3）

[単位：件]

年 度	本 人	家 族	関 係 者	医 療 機 関	施 設	行 政	そ の 他
R 6	98	145	30	33	17	9	6
R 7	63	92	22	11	9	14	7

【相談内容別】（表4）

[単位：件]

相 談 内 容	相 談 件 数	
	R 6 年 度	R 7 年 度
① 介護サービス	72	47
② 福祉サービス	9	12
③ 医療サービス	15	9
④ 認知症	98	62
⑤ 成年後見	1	3
⑥ 消費者被害	0	0
⑦ その他（金銭管理・困難事例など）	28	36
⑧ 高齢者虐待	21	8
⑨ その他	71	20
合 計	315	197

■ 評価

令和7年度における総合相談支援業務の対応は、保健師1人、社会福祉士1人、看護師2人を中心に行った。

相談件数は前年度より減少。特に、電話による相談が減少した。相談内容は、認知症高齢者に関する事例、身近に支援者がいない事例、8050問題など家族に関する事例、医療・福祉分野だけでなく、警察や消防等との連携が必要な事例など、複雑多岐にわたるものであった。それらの事例を同時に対応しつつ、状況確認のため頻回訪問しなければならぬ場合も多く、問題解決には相当の時間を要する。

今後も相談内容は複雑多岐にわたる事例が多いと予想されるため、関係機関との連絡調整やネットワークの構築を進めていく必要がある。また、単身高齢世帯が増加傾向にあるため、地域の見守り体制を強化していく必要がある。

(2) 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、権利擁護に関する啓発、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等、高齢者の権利擁護のための支援等を行った。特に、高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であり、これらに関する情報の周知に努めている。

■ 評価

令和7年度は、権利擁護に関するリーフレットの作成や講演会の開催、高齢者百態への対応、成年後見制度の活用促進等を行った。

特に高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であるため、今後も継続して情報提供及び周知に努めるとともに、居宅介護支援事業所や民生委員、警察署などの関係機関と連携して情報を共有し、高齢者が虐待や権利被害に遭わないよう支援を行っていく必要がある。また、高齢者虐待は問題が複雑化してきており、本人の認知症や精神疾患に起因するものだけではなく、介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く、本人の擁護と同時に介護者への支援も行っていく必要がある。

成年後見制度の活用推進については、中核機関業務を阿久根市社会福祉協議会に委託して実施し、令和7年9月には、介護支援専門員及び相談支援専門員を対象とした成年後見制度に関する研修会を開催し、64名の方に参加いただいた。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続するために、介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的に実施している。

また、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の後方支援として相談を随時受け付け、支援困難な事例等については、関係者を集めた多職種による地域ケア個別会議を開催して問題解決を図っていく。

【介護支援専門員からの相談実績】（表5）

[単位：件]

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
R 6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
R 7	0	0	0	0	1	1	3						

■評 価

市内の介護支援専門員が事業所を超えた顔の見える関係づくりを推進するため、会場参集型で研修会を開催しており、令和7年度は「防災対策について」「障害者総合支援法の理解と介護福祉の連携を考える」「ハラスメント対策～セルフマネジメントの方法を学ぼう～」 「難病支援について」をテーマに、計4回開催した。

引き続き、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防・日常生活支援総合事業及び指定介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】（表6）

[単位：件]

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
直営	207	201	201	202	210	202	201	198	195	184	—	—	2,001 (52)
委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0 (▲5)
総合事業	53	50	50	53	49	51	49	39	40	38	—	—	473 (▲26)
月計	260	251	251	255	259	253	249	237	235	221	—	—	2,474 (21)
うち新規	13	7	4	11	10	7	6	5	3	2	—	—	68 (▲21)

※月：サービス提供月。合計欄の（ ）数値は、前年実績（2月末現在）からの増減

■評 価

予防給付及び総合事業の対象者でサービス利用意向のある者に対し、介護予防サービス計画を作成し、自立支援のための適切なサービス等が利用できるよう、関係機関との連絡調整を図った。

要支援認定者は、令和8年2月末現在 343 人であるが、ケアプランの作成件数は、月平均 247 件程度（前年比 2 件増）となっている。

この差の要因は、住宅改修や福祉用具購入のみでケアプランの作成を要しなかったり、本人・家族等の都合によりサービスの利用につながらなかったりしたためであるが、介護予防、重症化予防の視点から、サービスの利用や継続的な見守りが必要な者に対しては他の社会資源を活用するなど、十分な支援が図られるよう努めていく必要がある。

イ 介護予防事業対象者把握事業及び支援

生活機能の低下があり、要介護状態等となる可能性があるとして認められた高齢者に積極的な介護予防の取組を勧めることを目的としている。

高齢者の集いの場や後期高齢者医療資格確認書の交付時などに基本チェックリストを実施し、対象者の把握を行うとともに、結果の説明や介護予防に関するパンフレットの配布、ころばん体操教室やたけのこ教室の案内を行っている。

【基本チェックリスト実績】（表 8）

年度	配布者数	回収	チェックリスト該当者	該当率
R7※	336	301	148	約44%
75歳	293	258	120	約41%
出前講座等	43	43	28	約65%
R6	379	358	134	約35%
R5	486	458	193	約40%

※令和7年度は、令和8年2月末現在

■ 評価

今後もいきいきサロン等、高齢者が集まる場所に出向いて基本チェックリストを行うとともに、検査結果の見方の説明を繰り返し行い、運動、口腔、栄養に対する一体的な介護予防につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

また、地域の行事等に参加をしていない、あるいは参加することができない高齢者について、区長や民生委員、在宅高齢者福祉アドバイザー、ころばん体操教室やいきいきサロンの協力員等から情報収集・把握を行い、閉じこもりがちな高齢者が要介護状態等になることを未然に防ぐ取組を行っていく必要がある。

ウ 一般介護予防

○ 介護予防複合プログラム業務（たけのこ教室）

65 歳以上の高齢者を対象に実施した基本チェックリストの中で、運動、口腔、栄養、閉じこもり、物忘れ又はうつ等の 6 つの項目で 1 項目以上の該当項目がある者を対象に、生活機能の低下を予防するため、①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。

1 クールを 16 回とし、2 か月おきに新規の対象者が参加できるよう呼びかけを行い、教室修了後も自宅での運動習慣が継続し、日常生活が送れるよう支援を行

った。令和8年2月末現在で、参加者実人数74人、延べ854人、出席率90.4%であった。

■ 評 価

教室開始時と修了時に行う評価において、運動・口腔・栄養の状態の維持、改善が見られることから、介護予防を意識した生活を主体的に送ることにつながっていると考えられる。

参加者の6割程度はころばん体操教室に参加している者だが、たけのこ教室の参加や、ころばん体操実施地区の参加者との交流をきっかけにころばん体操教室にも参加するようになる方もおり、介護予防意識の向上が、運動の継続や人との交流の継続につながっている。

また、次年度に向け、送迎に係る費用の削減及びより効果的なプログラムの実施について協議を重ねた。

○ 地域介護予防活動支援事業（ころばん体操教室）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、公民館等で気軽に参加でき、住民主体で健康づくりや介護予防に取り組む、ころばん体操教室の活動支援を行っている。

例年、各地区の円滑な運営や内容の充実を図るため、協力員を対象とした研修会や参加者交流会を開催しているが、ころばん体操が始まって10年目である今年度は、10月8日に風テラスあくねのホールにて10周年記念イベントを開催した。

そのほか、ころばん体操体験会や未実施地区への説明会、ころばん体操新聞の配布など、教室の継続及び拡大や、介護予防の意識向上に向けた取り組みを行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による、活動自粛期間に参加登録者の体力低下を防ぐために始まった「ころばん体操新聞」は、全地区活動再開となった今年度においても、各区ころばん体操の取組、体力測定平均値、脳トレなどを掲載し作成・配布した。

地区名 (地区数)	実施 箇所	登録 者数	高齢者数	高 化 率	高齢者 実施割合	高齢者 介護認定率
大川(6区)	5区 7か所	101人 (▲5)	724人 (▲12)	62.4% (0.9)	13.7% (0.4)	25.3% (0.6)
西目(7区)	5区 5か所	64人 (▲12)	560人 (▲13)	58.3% (0.3)	11.1% (▲1.8)	20.2% (1.7)
鶴川内(9区)	4区 3か所	34人 (10)	263人 (0)	49.3% (0.8)	12.5% (3.4)	19.4% (1.1)
田代(4区)	4区 3か所	28人 (▲3)	84人 (▲3)	73.7% (▲1.3)	31.0% (▲4.6)	25.0% (0.9)
市街地(11区)	10区 10か所	194人 (▲8)	2,287人 (▲12)	37.3% (▲0.1)	8.3% (▲0.3)	20.5% (▲0.2)
赤瀬川(6区)	6区 6か所	100人 (▲3)	1,016人 (▲11)	38.6% (▲0.1)	9.6% (▲0.2)	18.4% (0.8)
山下(4区)	3区 3か所	54人 (17)	497人 (▲4)	53.8% (0.1)	10.7% (3.5)	22.9% (▲0.1)
折多(9区)	7区 7か所	89人 (14)	585人 (▲3)	41.3% (1.2)	14.9% (2.1)	21.4% (1.8)
脇本(21区)	14区 14か所	212人 (2)	1,642人 (▲19)	36.0% (▲7.5)	12.7% (0.2)	19.1% (▲1.2)
施設等	—	—	136人 (▲5)	85.0% (▲0.5)	—	35.3% (▲0.9)
合計(77区)	58区 58か所	876人 (12)	7,794人 (▲72)	41.9% (▲1.8)	11.2% (0.2)	20.8% (0.1)

【地区別実施状況】(表7)

令和8年1月31日現在

※()の増減数はR7.3月末データとの比較。

■評価

公民館等で住民主体の運営による体操教室を開催することで、住民の介護予防への意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など、地域の互助活動の輪が広がっている。

10周年記念イベントでは、個人及び団体表彰、歴代担当者による10年の振り返り、新たな歌と体操の披露、団体写真等の記念品の配布を行い、既登録者の意欲の向上や、新たな団体及び登録者の獲得につながる式典となった。

また、ころばん体操体験会を4回、未実施の2地区に住民説明会を開催し、その2地区が令和8年4月から合同で開催する運びとなった。

一方、新たな協力員の確保が課題となっている地区が増えてきているため、地域を越えて運営をサポートするころばんサポート体制の確立や、公民館等に限らず、民家など少人数で行える方法の検討・提案、介護サービスが必要になっても地域の人との交流が続けられる環境づくりが必要である。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の開催

新規の総合事業対象者や要支援認定者、福祉用具の軽度者申請、住宅改修事例についての地域ケア個別会議を定期開催（月2回）している。

地域ケア個別会議では、作業療法士や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーター及び薬剤師及び保険者に参加いただき、多職種の専門的な視点に基づくアセスメントや地域の情報を共有することで、介護支援専門員のアセスメントの質の向上やネットワーク構築、地域の情報を知り得る機会となっている。

支援困難事例については、事案が発生した場合に直ちに介護保険サービス事業所や介護支援専門員、区長・民生委員等の地域住民など関係者に出席を求め開催することとしている。

地域ケア会議代表者会については、より多くの代表者に参加していただくため、WEBと現地を併用して開催し、地域包括支援センターの業務で個別に受けた相談事例や市内の介護支援専門員から受けた相談業務等の支援困難な事例等から見えてきた地域の課題を抽出し、委員から意見を聴取した。

■ 評価

地域ケア個別会議は、多職種によるケース検討を行うことで、サービスの適正化や地域課題の共有が図られ、ネットワーク構築や介護予防ケアマネジメントの質向上にもつながっている。

また、会議の効率的な運営については、会議の目的の共有化を図るとともに、今後も運営方法について改良を図っていく必要がある。

なお、地域課題の解決については、今後も地域ケア個別会議等を通じて抽出した地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し、課題解決へ向けての方策について鋭意検討を進める必要がある。

イ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けた関係者の連携推進を目的としている。

平成28年度から公益社団法人出水郡医師会に委託し、出水郡医師会広域医療センター内にある「在宅医療・介護支援センター（INAサポートセンター）」を中心に、地域の医療・介護サービス資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護サービスの情報共有の支援、在宅医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発などを実施している。

令和7年度はACPの周知に重点的に取り組み、前年度好評であった映画「お終活」の第2弾の上映会では385名の方が鑑賞された。アンケート結果も好評であり、ACP（人生会議）について考える契機となった。

また、ACPやマイライフノート（エンディングノート）のチラシ作成、市職員を対象とした研修会、出水地区の介護支援専門員及び訪問看護ステーションとの合同研修会等を実施した。

■ 評価

作成したチラシを活用して様々な機会にマイライフノートを配布し、計 637 部配布することができ、ACPの周知を図ることができた。

市職員を対象としたACPをテーマとした研修会には 74 名の職員が参加し、また、集合形式で開催した、医療・介護合同会議や多職種交流研修会等では、市内事業所の職員 53 名が顔の見える関係づくりの構築が推進されるとともに、互いの業務内容や必要とする情報の共有、共通の情報連携ツールについて協議することができ、多職種による医療・介護連携の推進が図られた。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者や地域住民が生活支援の担い手として社会的役割を持ちながら社会参加し、生活支援サービスを提供することで、生きがいつくりや介護予防につなぎ、地域コミュニティの再生を図ることを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業であり、生活支援コーディネーターを市内全域の第1層に1人、市内を北部と南部に分けた第2層に2人配置し、住民からのニーズの聞き取りや、ボランティアグループとのマッチングを行っている。

事務局を阿久根市社会福祉協議会に置く有償ボランティアグループ「ちょこっと世話やき隊」は、令和8年2月末現在で25人が隊員として登録しており、草払いやゴミ出し支援、自宅内の清掃など、フォーマルサービスでは届きにくい部分の高齢者の生活支援を行っている。年2回、連絡会を開催し、地域の課題やニーズについてどのような取組ができるのか意見交換するなど、活動の活性化を図っている。

また、食を通じた地域とのふれあいにより、子どもの食育や居場所づくり、高齢者など地域住民の交流拠点となることが期待される「ちいき食堂」の活動支援を行った。

そのほか、コープかごしま川内店が実施する移動販売と地域のマッチングを図った。

■ 評価

令和7年6月から、新たなちいき食堂「まんぷく食堂」が、大丸地区公民館を会場にスタートし、子どもたちを含めた多くの方に御利用いただいている。現在、市内のちいき食堂は、高之口食堂・あかいご食堂・まんぷく食堂の3団体が活動しており、活動が継続されるよう、食材の提供等について市内企業等とのマッチングを図る必要がある。

また、コープかごしま川内店のからの移動販売の申し出に対し、地域のニーズを調査し、停留箇所や販売ルート等について丁寧に協議を進めた結果、現在、市内11か所で週平均55人の利用があり、大変ありがたいとの声をいただいている。今後も臨機応変にし、活動の継続を支援していく必要がある。

(6) 認知症施策の推進

ア 認知症総合支援事業

○ 認知症初期集中支援推進事業

認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族に早くから関わり、早期診断・早期対応につなげ、必要なサービスを検討し、適切なサービスにつなげることを目的としている。

本市においては、認知症初期集中支援チームと総合相談支援業務の職員が同一であるため、より迅速に対応可能な総合相談支援業務で対応しており、令和7年度における初期集中支援推進事業の実績はゼロ件となっている。

○ 認知症地域支援推進員設置事業

認知症の人とその家族を総合的に支援する認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置している。

○ 認知症地域支援・ケア向上推進事業

認知症の方やその家族の方が地域の方と交流する場として、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりを語る場として、おれんじカフェ（認知症カフェ）を毎月1回、市内3か所で開催しており、風テラスあくねで「おれんじカフェよかよか」、脇本馬場地区の憩い場ひまわりで「おれんじカフェひまわり」、大川地区公民館で「おれんじカフェおおかわ」を開催している。令和7年度は2月末現在で計32回の開催、延べ502人が参加している。

○ あくね認知症見守りネットワーク事業

令和6年9月から開始した事業で、事前申請により登録された認知症の方（疑いも含む）の情報を、警察・消防・市役所・区長・民生委員の間で共有し見守りを強化するほか、行方不明となった際に、地域住民や協力機関の協力を得て、早期発見の可能性を高める取組である。

令和8年2月末現在で、事前登録者2名、協力機関登録数63機関。

■ 評価

認知症初期集中支援推進事業の実績がない件については、上記理由のほか、認知症初期集中支援チームとして活動すること及び他機関へ情報提供することについての同意を得た上で、DASK検査の実施、チーム医師を含めたチーム員会議の開催など、時間と手間を要するといった理由もある。また、県からは、総合相談支援等で必要な対応ができるのであれば支障はないとの説明も受けている。しかし、チーム医師や他機関の専門職の見識を要する事例がいつ発生するかは予測できないため、事業の体制は整えているところである。

あくね認知症見守りネットワーク事業においては、継続して事業の周知を図るとともに、関係機関の事業の理解や関係機関同士の連携の強化を図っていく必要がある。

イ 若年性認知症に対する支援

若年性認知症に対する理解を深めてもらうため、市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

令和7年度の認知症疾患医療連携協議会において、相談支援事業所とケアマネジャーが連携して医療機関受診につなぎ、若年性認知症と診断されたケースが1件あったとの報告があった。

ウ 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発推進のため、9月の「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」において、市役所ホールや市内医療機関でパネル展示を行った。また、市内医療機関1か所にて、パネル展示と同時に認知症に関する動画上映と個別相談会を実施するなど、普及啓発を行った。

また、前年度に引き続き、市内の中高生が作成した認知症に関する四コマ漫画とその場面の解説を掲載したチラシを市の公式LINEやホームページへ掲載し、幅広い世代への普及啓発を行った。

加えて、令和7年12月6日に、風テラスあくねにおいて、吉本興業所属の鹿児島県住みます芸人であり、かつキャラバンメイトでもある（仮）たろうさんを講師に招き、市民向けの認知症予防講演会を開催し、146人の参加があった。

エ 認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援

地域のキャラバン・メイトと連携し、認知症を理解してもらい、認知症の方やその家族を地域で見守り、支援する体制を構築するため、地域や高齢者学級、事業所等のほか、中高生の授業や放課後児童クラブ等でも認知症サポーター養成講座を開催している。令和7年度は、あくね認知症見守りネットワーク事業の協力機関となっている機関の職員、中学校、児童クラブ、地域などで認知症サポーター養成講座を計10回開催し、162人の参加となった。

また、認知症高齢者を介護する家族への支援として、認知症家族介護者交流会「かたろかい」を、認知症介護指導者や介護経験者を招いて11月と3月に開催し、12人の参加があった。当日は、参加者が介護で感じる思いを自由に話す場とし、認知症介護指導者や介護経験者により、参加者が介護をする中で感じる疑問への助言や、思いへの傾聴がなされるなど、介護者の精神的負担の軽減を図ることができた。

■ 評価

9月の県民週間や認知症サポーター養成講座を中心に、認知症に関する正しい知識の普及啓発に取り組めた。特に、令和6年度に引き続き実施した、市内中高生が作成した四コマ漫画をSNS等で発信する取組は新聞にも掲載されるなど、より広い世代の多くの方へ普及啓発できたと評価できる。今後も、認知症の人も暮らしやすい地域づくりを推進するため、工夫を凝らしながら継続して取り組んでいく必要がある。

また、認知症の方を介護する方の精神的負担の軽減を図ることを目的とした認知症家族介護者交流会については、参加者から参加してよかったとの声が聞かれている。

(7) 職員体制及び事務分掌（令和8年3月1日現在）

職 名	人 数	事 務 分 掌	備 考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長 兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握 地域支援事業交付金事務に関すること 在宅医療・介護連携推進事業に関すること 各種調査に関すること	職員
保健師 （主任介護支援専門 員）	1人	地域ケア会議 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業 務等 介護予防サービス提供票、予防給付費等に係る 請求事務等に関すること 包括的・継続的ケアマネジメント業務 地域包括支援システムの運用管理	職員
保健師	1人	認知症初期集中支援チームに関すること 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関すること 認知症カフェに関すること 総合相談支援業務等 介護予防普及啓発事業に関すること 出前講座等に関すること	職員
管理栄養士	1人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に關 すること 地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防把握事業	職員
社会福祉士	1人	総合相談支援業務に関すること 権利擁護事業に関すること 在宅医療・介護連携推進事業に関すること 生活支援体制整備事業に関すること 地域ケア会議	職員
介護支援専門員 ※主任介護支援専門 員の有資格者1人 を含む	※6 人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業 務等 認知症初期集中支援チームに関すること	会計年度任用 職員
看護師	1人	地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防事業 介護予防普及啓発事業に関すること	会計年度任用 職員
看護師	1人	認知症初期集中支援チームに関すること 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関すること 認知症カフェに関すること	会計年度任用 職員
健康運動指導士	1人	地域介護予防活動支援事業に関すること	会計年度任用 職員
生活支援コーディネ ーター	1人	生活支援体制整備事業に関すること	会計年度任用 職員
合 計	16 人		

2 令和7年度 地域包括支援センターの歳入歳出決算状況 (令和8年3月9日現在)

■令和7年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳入】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	10,702,000	0	10,702,000	9,006,420	9,006,420	0
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	3,097,000	▲ 644,000	2,453,000	2,132,660	2,132,660	0
	小計	13,799,000	▲ 644,000	13,155,000	11,139,080	11,139,080	0
3 繰入金	2 事業勘定金繰入	5,993,000	1,526,000	7,519,000	0	0	0
	小計	5,993,000	1,526,000	7,519,000	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	1,000	35,000	36,000	35,494	35,494	0
	小計	1,000	35,000	36,000	35,494	35,494	0
5 諸収入	2 雑収入	97,000	0	97,000	94,415	88,358	6,057
	小計	97,000	0	97,000	94,415	88,358	6,057
歳入合計		19,890,000	917,000	20,807,000	11,268,989	11,262,932	6,057

【歳出】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	支出負担額	支出済額	配当予算額
1 総務費	1 総務管理費	19,541,000	881,000	20,422,000	19,376,813	18,191,448	1,045,187
	小計	19,541,000	881,000	20,422,000	19,376,813	18,191,448	1,045,187
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費	249,000	0	249,000	135,960	0	113,040
	小計	249,000	0	249,000	135,960	0	113,040
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0	0	100,000
	小計	100,000	0	100,000	0	0	100,000
4 諸支出金	2 操出金	0	36,000	36,000	0	0	36,000
	小計	0	36,000	36,000	0	0	36,000
歳出合計		19,890,000	917,000	20,807,000	19,512,773	18,191,448	1,294,227

3 令和8年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針

I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

II. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人一人に合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

III. 運営上の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築

市では、令和6年3月策定の第9期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」のもとに5つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進
- ⑤ 介護保険制度の持続可能な運営に向けて

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワーク構築を図

り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

IV. センターの機能強化方針

1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、更には今後の高齢化の進展に伴い、複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

2 センターの運営方針

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

(3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき、職員を配置する。

(4) センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

(5) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

(6) 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

(7) 書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(8) 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

(9) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等を整備する。

(10) 個人情報の保護

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

V. 具体的な業務

1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントの下、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第

115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

高齢者が集う場の機会を生かし基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また、必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、介護予防の取組を効果的に実施する。

(3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。また、既存の通いの場が継続される支援を行う。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成して、様々な場所や関係機関へ配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築及び整備を行う。

ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談業務

ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス

等につなげる。

イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより、信頼関係の構築に努める。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

(4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じるものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に対応する。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合には、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に支援する。

(3) 成年後見制度

ア 認知症等により、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を支援する。

イ 成年後見制度の利用が必要であると判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要であると判断したが、申立て可能な親族がない場合等は、市長申立てへつなげる。なお、成年後見制度の活用について総合的な相談を受け付ける中核機関を令和4年度に設置し、阿久根市社会福祉協議会に委託しており、連携して対応を進める。

(4) 消費者被害防止

ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して、消費者被害事例に対応できる体制を整備する。

イ 地域団体・関係機関との連携の下、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関へ通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。

イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援・指導

ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

また、認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる対象者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぎ、重症化の予防に努める。

(1) 関係機関との連携

ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。

イ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

(2) 地域の体制づくり

ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。

イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小・中学生等の子どもたちやその保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症サポーター」を養成する。

(3) 認知症の人やその家族への支援

ア 認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。

イ 令和6年度から実施している「あくね認知症見守りネットワーク事業」について周知を図り、認知症の人やその家族の精神的負担の軽減を図る。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図り、地域ケア会議を開催する。

ア 実務者会議、個別ケア会議

- ・ 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・ 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 代表者会議

- ・ 地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進する。そのため、在宅医療介護支援センターと連携を図り、地域の実情を把握・分析した上で、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進するため、次の事業に取り組む。

① 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

② 対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 医療・介護関係者の研修

③ 対応策の評価の実施、改善の実施

④ その他の事業

(3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの充実を図っていく。

7 指定介護予防支援事業

平成18年3月14日、厚生労働省令第37号の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

- ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進を目指し、要介護への悪化を防止する。
- イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。

4 令和8年度 地域包括支援センター当初予算

■令和8年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳入】

[単位:円、%]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 8 年 度	令 和 7 年 度		
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	10,788,000	10,702,000	86,000	0.80
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	2,724,000	3,097,000	▲ 373,000	▲ 12.04
	小 計	13,512,000	13,799,000	▲ 287,000	▲ 2.08
3 繰入金	2 事業勘定金繰入金	7,939,000	5,993,000	1,946,000	32.47
	小 計	7,939,000	5,993,000	1,946,000	32.47
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,000	0	0.00
	小 計	1,000	1,000	0	0.00
5 諸収入	2 雑収入	93,000	97,000	▲ 4,000	▲ 4.12
	小 計	93,000	97,000	▲ 4,000	▲ 4.12
歳入合計		21,545,000	19,890,000	1,655,000	8.32

【歳出】

[単位:円、%]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 8 年 度	令 和 7 年 度		
1 総務費	1 総務管理費	21,252,000	19,541,000	1,711,000	8.76
	小 計	21,252,000	19,541,000	1,711,000	8.76
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付事業費	193,000	249,000	▲ 56,000	▲ 22.49
	小 計	193,000	249,000	▲ 56,000	▲ 22.49
3 予備費	1 予備費	100,000	100,000	0	0.00
	小 計	100,000	100,000	0	0.00
歳出合計		21,545,000	19,890,000	1,655,000	8.32